

# 幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育施設に入所していない方についても、対象となる施設等の利用料が、上限額の範囲で無償となります。

無償化の対象となるためには、事前に居住している自治体から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

## 1 無償化の対象者と範囲

対象者（クラス年齢）	認定を受けるための要件	認定区分	無償化の範囲
3歳児～5歳児	<b>保育の必要性</b> があること	施設等利用給付 第2号	月額 37,000 円（上限）
0歳児～2歳児	<b>市民税非課税世帯</b> で、 <b>保育の必要性</b> があること	施設等利用給付 第3号	月額 42,000 円（上限）

※ 認可保育所や認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）、幼稚園、企業主導型保育事業を**利用していない方**が対象です。利用している方は、申請できません。

※ 月額上限額の範囲内で、対象となる施設を複数利用することができます。

※ 食材料費（おやつ代含む）、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

## 2 対象となる施設等

**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間の猶予期間中は無償化の対象とします。

## 3 保育の必要性

子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには、保育の必要性が認められる必要があります。なお、父、母それぞれが次のどの保育の必要性の事由に該当するかによって、認定期間が異なります。

### 【保育の必要性の事由】

(1) 就 労	月48時間以上就労している場合(家事手伝いは不可)
(2) 妊 娠・出 産	妊娠中であるか出産後間がなく、きょうだいの保育ができない状態
(3) 疾 病・障 が い	病気や心身の障がいなどを有しているため、保育ができない場合
(4) 介 護・看 護	家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を介護又は看護している場合
(5) 災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧のため、保育ができない場合
(6) 求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合
(7) 就 学・職 業 訓 練	就学又は職業訓練を受けている場合
(8) 虐 待・D V	虐待やDVのおそれがある場合
(9) 育 児 休 業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合
(10) そ の 他	その他市長が認める状態の場合

## 【認定期間（無償化の有効期間）】

保育の必要性の事由	認定期間
(1) 就 労	小学校就学までの保育を必要とする期間
(2) 妊 娠・出 産	産後8週を経過する月末
(3) 疾 病・障 が い	小学校就学までの保育を必要とする期間
(4) 介 護・看 護	小学校就学までの保育を必要とする期間
(5) 災 害 復 旧	小学校就学までの保育を必要とする期間
(6) 求 職 活 動	効力発生日から 90 日を経過する月末
(7) 就学・職業訓練	修了予定日の月末
(8) 虐 待・D V	小学校就学までの保育を必要とする期間
(9) 育 児 休 業	育児休業が終了する月末
(10) そ の 他	市長が認める日

※家庭の状況や就労形態等によって同じ保育の必要性の事由であっても認定期間が変動する場合があります。

## 4 認定申請に必要な書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 児童 1 人につき 1 部
- ② 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 児童 1 人につき 1 部  
(教育・保育給付認定申請及び認可保育所等の利用申し込みを行わない場合のみ)
- ③ 保育の必要性を証明する書類 父、母、それぞれ 1 部

保育の必要性の事由によって必要書類が異なりますので、該当する書類を添付してください。

保育の必要性の事由	必要書類
(1) 就 労	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※自営・農業・内職等も含む <input type="checkbox"/> 自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証 等）
(2) 妊 娠・出 産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（出産予定日がわかる箇所）
(3) 疾 病・障 が い	疾病： <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 通院等に係る領収書の写し（直近 2 か月分） 障がい： <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し
(4) 介 護・看 護	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し
(5) 災 害 復 旧	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 災証明書
(6) 求 職 活 動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書
(7) 就学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は在学していることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 就学時間がわかる書類
(8) 虐 待・D V	<input type="checkbox"/> 就労証明書（育児休業期間が明記してあるもの）
(9) 育 児 休 業	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> その他必要な書類

※きょうだいで同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で 1 部の提出でかまいません。

※各証明書は、申請受付日から起算して **3 か月以内に証明（記入）されたもの** が有効となります。

※申請に必要な本市指定様式は市ホームページからもダウンロードできます。

### 施設等利用給付の「みなし認定」について

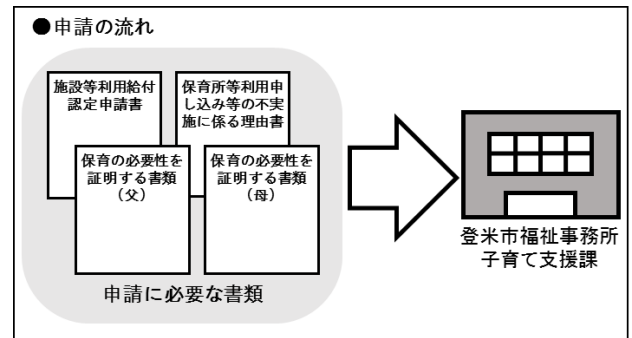
認可保育所等の入所申込を行い、「教育・保育給付認定（**2号**または**3号**※**3号は市町村民税非課税世帯等に限る**）」を受け、保留となった場合、この「教育・保育給付認定」の有効期間中、「施設等利用給付認定」を受けているものとみなされ、認可外保育施設や一時保育事業等の利用料が無償化の対象となります。

そのため、**利用開始日時点も有効な教育・保育給付の支給認定証（又は教育・保育給付認定決定通知書）をお持ちの方は、改めて認定申請を行う必要はありません。**

## 5 認定申請の受付期間と提出先

認定申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて  
登米市福祉事務所子育て支援課に提出してください。

また、利用料の無償化は認定開始日から対象となり、認定開始日は、申請書受理日より前に遡ることはできませんので、利用する予定がある方は早めの申請をお願いします。



## 6 その他

### ○給付認定の変更と取消

給付認定を受けた後に、利用施設や居住地、世帯の状況、保育の必要性の事由等が変更になった場合、認定内容の変更の届け出が必要となります。

変更があった場合、それまでの認定内容と認定期間は、届け出を行った月の末日で満了となり、翌月1日から、変更後の認定内容と認定期間での認定となります。

また、施設等利用給付の認定を受けた後、次に該当する場合は、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●登米市外に転出した場合

●保育の必要性の事由に該当しなくなった場合

例) ※家庭での保育が可能になった。(求職活動を中断した等)

※就労を理由に認定を受けた方が、月48時間以上の就労をしなくなった。

※妊娠・出産を事由に認定を受けた方が、産後8週を経過する日の属する月末を経過した。

※疾病を事由に認定を受けた方が、完治した。

など

### ○年度途中で認定期間の満了について

認定期間が満了した場合、預かり保育料の無償化の対象外となります。引き続き認定を希望する場合は、期間満了までに保育の必要性を証明する書類を登米市福祉事務所子育て支援課まで提出してください。

### ○現況確認について(既に認定を受けている方)

既に認定を受けている方については、保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回、現況確認を行います。現況届の提出方法・提出書類については、認定申請と同様となります。

実施時期が近づきましたら、改めて対象者へご案内します。また、年度末までに保育の必要性が継続していることを確認できなかった場合、年度末(3月31日)をもって認定の取消しを行いますので、ご注意ください。

**【注意事項】**

●「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」は記入例をよく読み、漏れがなく記入して提出してください。なお、きょうだいがいる場合も児童1人につき1部申請書が必要です。(添付書類はきょうだいで1部でかまいませんが、児童名を記入する欄に申請するきょうだい全員の名前を記入してください。)

●添付書類と申請書は必ず一緒に提出して下さい。書類が確認できない場合は認定できません。

●就労証明書の内容について、就労先などに確認する場合があります。ご了承下さい。

●審査をするにあたり、申請者や同居家族の住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。

●施設等利用給付認定を受けられたとしても、必ずしも認可外保育施設等の利用ができるとは限りません。

●申請内容に虚偽があった場合や事実と相違した場合、申請内容に変更が生じたが連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取消すことがあります。

**■マイナンバー制度について**

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」の施行により、各種申請の際に一部の提出書類の添付省略のため、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。子育てのための施設等利用給付では、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」に記載いただくことによって課税証明書等の添付を省略できます。

※各種申請書にマイナンバーを記載した場合は、次のいずれかの確認方法により、「申請する保護者」のマイナンバー及び身元確認が必要になります。

①個人番号カード(番号確認と身分確認)

②通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

③個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

※祖父母等が代理で書類を申請する場合でも、上記確認については「申請する保護者」が対象となります。

**出書類チェックリスト(児童1人あたり)**

提出書類		確認欄	
①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届		<input type="checkbox"/>	
② 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 (支給認定申請及び認可保育所等の利用申し込みを行わない場合のみ)		<input type="checkbox"/>	
③保育の必要性を証明する書類		父	母
就労	就労証明書(自営・農業・内職等含む) 自営の場合: 自営の証明書類の写し(確定申告、営業許可証等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(出産予定日がわかる箇所)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	疾病: 申立書 診断書 通院等に係る領収書の写し(直近2か月分) 障がい: 申立書 障害者手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	申立書 診断書 障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	申立書 リ災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動状況申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学・職業訓練	在学証明書又は在学していることがわかる書類 就学時間がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育児休業	就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	申立書 その他必要な書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※申請に必要な本市指定様式は市ホームページからもダウンロードできます。

**問い合わせ先**

**登米市福祉事務所子育て支援課 子ども保育係**

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130番地

電話: 0220-58-5562